

公告第21-003号
令和4年1月5日

被保険者各位

フィリップス・ジャパン健康保険組合
理事長 澤邊 裕子
(公印省略)

フィリップス・ジャパン健康保険組合同規約の一部変更について

フィリップス・ジャパン健康保険組合同規約の一部を変更いたしましたので、健康保険法施行令第3条2項に基づき、お知らせいたします。

記

理事及び理事長、監事の立候補制導入のため規約を変更する。

第27条(理事、理事長及び監事の選挙)

新	旧
(理事、理事長及び監事の選挙) 第27条 理事、理事長及び監事は、無記名投票により選挙する。 <u>ただし、候補者の数が選挙すべき理事、理事長及び監事の定数を超えない場合は、この限りでない。</u>	(理事、理事長及び監事の選挙) 第27条 理事、理事長及び監事は、無記名投票により選挙する。

(施行期日)令和4年1月1日から施行する。

以上